

## 下関総合庁舎会議室の行政財産使用許可取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、下関県税事務所長（以下「庁舎管理者」という。）が管理する下関総合庁舎会議室の使用許可について定めるものとする。この要領に定めのない事項については、山口県公有財産規則（昭和39年山口県規則第56号。）及び行政財産使用許可事務取扱要領（平成29年管財第598号）の定めによるものとする。

### (会議室)

第2条 行政財産の使用の許可の対象となる会議室は、別館2階第1会議室（大会議室）、特別室（中会議室）及び特別室2（小会議室）（以下「会議室」という。）とする。

### (使用することができる日時)

第3条 会議室を使用することができる日は、山口県の休日に関する条例（平成元年山口県条例第16号。以下「休日に関する条例」という。）第1条に定める「県の休日」以外の開庁日とする。

2 会議室を使用することができる時間は、午前9時から午後5時までとする。

### (使用の許可の申請)

第4条 会議室を使用しようとする者は、行政財産（下関総合庁舎会議室）使用許可申請書（第1号様式）を庁舎管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請は、原則として、使用予定日の属する月の前月の初日（その日が休日に関する条例第1条に規定する県の休日であるときは、その翌日）から使用予定日の10日前（その日が休日に関する条例第1条に規定する県の休日であるときは、その翌日）までの間にしなければならない。

### (許可の基準)

第5条 商行為、宗教活動又は政治活動に関わるものその他庁舎管理者が適当でないと認める場合以外は、会議室の使用を許可する。

### (責任者の明示)

第6条 会議室を使用しようとする個人又は団体は、使用責任者を明確にするものとする。

### (使用の許可)

第7条 庁舎管理者は、会議室の使用を許可する場合にあっては行政財産（下関総合庁舎会議室）使用許可書（第2号様式）により、許可しない場合にあっては行政財産（下関総合庁舎会議室）使用不許可決定書（第3号様式）により、その旨を当該使用の許可を申請した者に通知するものとする。

### (許可の取消し)

第8条 庁舎管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室の使用の許可（以下「使用許可」という。）を取り消す。

(1) 県において会議室を使用する必要が生じたとき。

(2) 会議室の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用料及び管理経費（光熱水費の実費相当額をいう。以下同じ。）を庁舎管理者が指定した日までに納入しなかったとき。

(3) 使用者が許可を受けた使用の目的以外の用途に供し、第三者に転貸し、又は

その権利を譲渡したとき。

(4) 庁舎管理者が庁舎の管理上特に必要があると認めるとき。

(使用料及び管理経費)

第9条 使用料及び管理経費の額は別表のとおりとし、山口県会計規則（昭和39年山口県会計規則第54号。）第27条に規定する納入通知書により、庁舎管理者が指定する日までに庁舎管理者が指定する場所に納入するものとする。

(使用料の減免)

第10条 庁舎管理者は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、会議室使用料減免申請書（第4号様式）を庁舎管理者に提出しなければならない。

(使用料等の還付)

第11条 既に納付した使用料は、第8条第1号又は4号の規定により庁舎管理者が使用の許可を取り消した場合又は庁舎管理者が使用者の責めに帰することができない理由により会議室の全部若しくは一部の使用ができなくなったと認める場合のほかは、これを還付しないものとする。

2 既に納付した管理経費は、使用者が会議室使用中止・還付申請書（第5号様式）により会議室の使用の中止並びに管理経費還付を申請した場合は、還付するものとする。

(使用者の義務及び責務)

第12条 使用者は、使用責任者1名を定め、当該責任者に使用中の事故防止に万全を期させるとともに、使用中に生じた事故について責任を負わなければならない。

2 使用責任者は、施設、設備又は備品等を損傷又は亡失したときは、直ちに関係職員等に連絡するとともに、庁舎管理者に施設、設備又は備品等損傷届（第6号様式）を提出し、その指示を受けなければならない。

3 使用責任者は、会議室の使用を終えた時は、点検表（第7号様式）により使用した備品等を原状に復し、関係職員等の確認を受けなければならない。

(弁償)

第13条 使用者は、施設、設備又は備品等を損傷し、又は亡失したときは、庁舎管理者の指示に従い、自己の負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を弁償しなければならない。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月30日から施行する。

別表（第9条関係）

## 下関総合庁舎会議室使用料金一覧表

（単位：円／時間（税込））

会議室名	使用料	管理経費	
		空調未使用	空調使用
大会議室 （第1会議室）	386	44	105
中会議室 （特別室）	147	16	52
小会議室 （特別室2）	110	7	33